

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方消費税の税率の引上げと税源移譲の実現
- 2 自動車諸税の見直し
- 3 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保
- 4 地方法人特別税の地方税への復元
- 5 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方自治体が自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するという真の地方分権を実現するため、仕事量に見合うよう税源移譲を実現すること。

そのためには、地方消費税の税率引上げや、所得税から住民税への一層の税源移譲により、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。

項目2 (1) 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、市町村をはじめとする地方への具体的な代替財源を税制度により確保すること。

(2) 自動車税については、グリーン化を一層推進すること。また、徴収コスト削減の観点から、車検時徴収の導入を検討すること。

項目3 地球温暖化対策譲与税の創設などにより、地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源を確保すること。

項目4 地方法人特別税は、本来、地方固有の財源であり、速やかに地方税として復元すること。

項目5 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

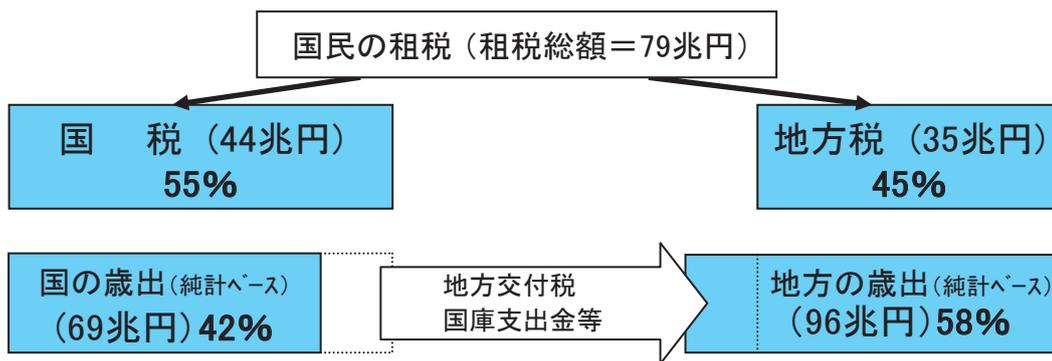
【提案理由】

地方自治体は、自らの判断と責任において行財政運営を行うことが求められているが、現状では、地方の仕事量に見合う税源が確保されていない。

地方が担う事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

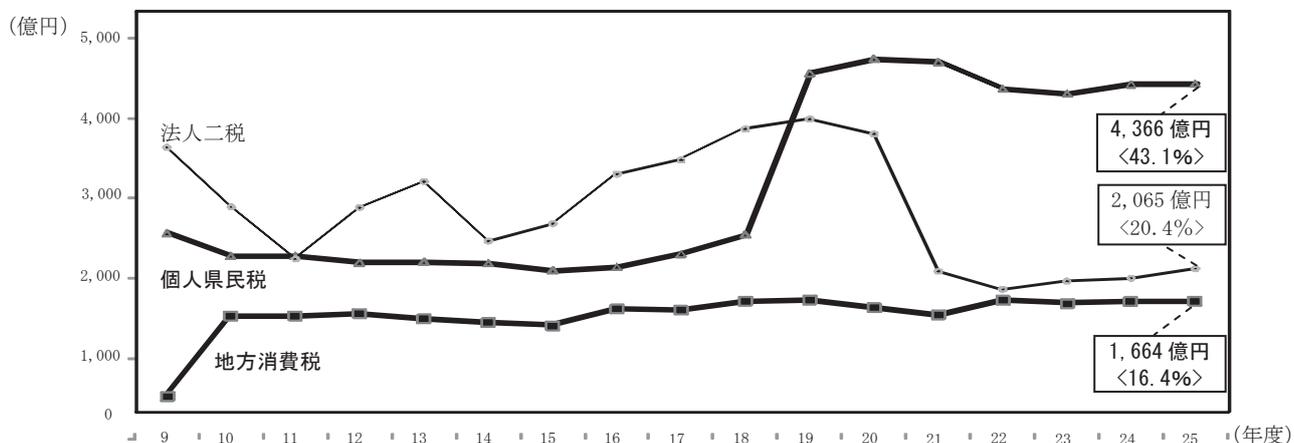
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

国・地方間の財源配分（平成23年度決算）



国と地方の歳出規模（国4：地方6）と税収（国6：地方4）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合う税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



備考 1 億円未満切捨て。
 2 平成23年度までは決算額、24年度は最終予算額、25年度は当初予算額。
 3 < >内は、県税収入合計に占める割合。

人口1人当たりの税収額の指数

税目	最大値	最小値	倍率
地方消費税（清算後）	138.4 （東京都）	75.8 （奈良県）	1.8倍
個人住民税	165.6 （東京都）	57.1 （沖縄県）	2.9倍
法人二税	244.4 （東京都）	45.9 （奈良県）	5.3倍
固定資産税	158.6 （東京都）	68.6 （長崎県）	2.3倍
地方税合計	164.6 （東京都）	64.8 （沖縄県）	2.5倍

備考 1 平成23年度決算。
 2 人口は住民基本台帳（H24.3.31）による。
 3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。

車体課税の税収の状況（本県・県内市町村）

税目	本県	県内市町村	計
自動車取得税（市町村交付金）	20億円	91億円	111億円
自動車税	972億円	—	972億円
軽自動車税	—	61億円	61億円
自動車重量税（市町村譲与税）	—	127億円	127億円
合計	992億円	279億円	1,271億円

備考 1 平成23年度決算。
 2 本県の自動車取得税は市町村交付金分を除いた額。
 3 県内市町村の自動車取得税は市町村交付金分、自動車重量税は市町村譲与税分。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）